

## 随意契約理由書

発注案件名	亀戸労働基準監督署（カメラプラザ） 建物賃貸借	要求部署名	総務部
発注（契約） 内 容	カメラプラザ（8階）貸室賃貸借		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	亀戸労働基準監督署の事務室として、当該施設運営上必要なため。		
契約金額	¥21,600,000	契約年月日	平成28年4月1日
契約業者名 及び住所	江東区（東京都江東区東陽四丁目11番28号）		
随意契約 の理由	カメラプラザの賃貸借契約にあたり、江東区が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	¥21,600,000	
見積書徴取状況	1者（業者指定）		
その他 特記事項			